

平成30年度新分野創成センター先端光科学研究分野プロジェクト 審査要項

「新分野創成センター先端光科学研究分野プロジェクト」(以下「本事業」という。)の審査は、この審査要項に従って、先端光科学研究分野教授会議(以下「教授会議」という。)が審査および採択の決定を行う。

I. 審査方針

研究者が既存の研究分野にとらわれず、国内外の研究者との連携を通じて、異分野の研究手法や技術、知見を融合させることにより、光科学の新たな展開と発展に資するという目的に合致する研究課題であり、新たな光の特性や技術を生かした斬新な発想に基づく計画であるものを選定する。

II. 利害関係者排除

評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 教授会議の構成員が、申請課題の共同研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
- ② 教授会議の構成員が、申請課題の申請代表者、共同研究者との関係において、次に挙げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - (ア) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (イ) 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同研究の遂行、共著研究論文の執筆もしくは、同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - (ウ) 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
 - (エ) 親密な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - (オ) 申請課題の採否又は評価が教授会議の構成員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

III. 審査の方法等

1. 審査方法

- ① 教授会議は、申請代表者から提案のあった研究テーマについて、「申請書」に基づき、書面審査を行う。
- ② 教授会議による書面審査の結果を踏まえ、合議により教授会議が採択課題を決定する。

2. 審査に当たっての着目点

- (1) 研究目的・目標について

柔軟な発想や斬新な手法に基づく、新規性のある分野発想に基づく研究目的・内容になっているか。新たな光の特性や技術を生かした研究計画であるか。

(2) 分野融合的研究体制について

分野融合的研究を実施することが可能な研究体制であるか。

(3) 研究概要について

研究内容が具体的に記述され、設定期間内での実現可能性が高く、発展が期待される研究であるか。

(4) 中・長期的発展性について

中・長期的視点に立って「萌芽的な分野」創成への発展などが期待できるか。

(5) 経費について

研究目的・概要に照らして、研究経費は妥当であるか。

3. 審査の進め方

(1) 書面審査

教授会議が個別に実施する書面審査に当たっては、審査要項Ⅲ「2. 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、次表1により評価を行うとともにコメントを付す。なお、教授会議の構成員が審査課題の「利害関係者」に該当する場合は、そのことを自己申告し、当該構成員はコメントのみ表記し評価は行わない。

次表1

評価項目	
(1)研究目的・目標について	
(2)分野融合的研究体制について	
(3)研究概要について	
(4)「萌芽的な分野」創成への発展につながる波及的効果について	
(5)経費について	
総合評価	
コメント欄	
評価区分	
A	非常に良い提案である
B	良い提案である
C	提案にやや不十分な点がある
D	提案が不十分である

(2) 合議審査

教授会議による書面審査の結果に基づき、教授会議が採択研究課題を決定する。

IV. その他

1. 開示・公開等

(1) 審査の過程は、非公開とする。

(2) 審査結果については、個別に通知するものとし、採択研究課題に関しては、新分野創成センター先端光科学研究分野ホームページで公開する。